

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 23 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530113

研究課題名(和文)プロ・スポーツ団体の多様性と各団体構成員の権利関係についての重層的考察

研究課題名(英文)Variety of the professional sports group and Right-related consideration of the group member

研究代表者

志谷 匡史 (SHITANI, Masashi)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60206092

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、プロ・スポーツ団体の持つ法的組織の多様性、その内部統制原理に対する国家法やEU法の規律について、私法および公法の両面から考察を行い、次の成果を得た。すなわち、ヨーロッパの各国リーグを統括するヨーロッパ・サッカー協会は、EUの指針に基づき活動することを要請され、経済的活動としての側面において統一的な規律を試みていること、各クラブは、各国リーグを組織して、国家やEUに対して、独自の組織、意思決定手続、業務の遂行についての自己決定権を主張し得ること、ただし、組織法による投資家保護など、クラブの存立に関わる重要な法的規制の下において活動せざるを得ないことを明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：The present study is carried out by the mutual cooperation from both sides of private law and public law about the legal organization of diversity owned by the professional sports organizations and the discipline of the State Law and EU law for the internal control principle. We obtained the following results. The Union of European Football Associations in overseeing the national league of Europe is requested to work on the basis of the EU guidelines, that it is attempting a unified discipline in the side as an economic activity. Each club may claim its own organization, decision-making procedures, and the right to self-determination for the conduct of business. But, our study was able to reveal that professional sports organizations activity is forced inevitably under the important legal regulations related to the existence of the club such as investor protection by the organization act. Research of governing principle in American professional sports organizations is insufficient.

研究分野：商法、会社法、資本市場法

キーワード：スポーツ法 企業組織法 憲法 基本権論 資本市場法 EU法

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来わが国において「スポーツ法学」と称される分野は、民法・労働法・独禁法等の法分野からのアプローチが多く、そこでは既存の法解釈を利用した、各競技者・選手と所属競技団体間の利害の調整にすぎなかった。組織論の視点が欠落しており、組織決定の正統性は所与の事柄とされ、関心が低い状況にあった。

(2) そこで、研究代表者である志谷は、商法学の知見に基づき、株主間の利害対立の調整という商法の視点がプロ・スポーツ団体の法分析に応用されうる可能性に着目した。また、研究分担者である井上は、憲法学の知見に基づき、EU基本権論の経済活動の自由や結社の自由という観点から問題提起する可能性に着目した。

2. 研究の目的

(1) 志谷および井上の着眼点からは、スポーツ組織内部の意思決定が法的見地からみて正統性を保証されているか否かという組織的、根源的問題に取り組む必要性が大きい。営利性と公共性を両立させうるだけの組織内部の規律のあり方を検討し、プロ・スポーツ団体構成員の権利義務関係が公正・妥当に処理される法的基盤の整備に資する研究が強く求められた。

(2) したがって、本研究の目的は、プロ・スポーツの各運営主体ならびに運営主体を統括する上部団体に関する意思決定の現状を法的問題として明らかにするとともに、各団体構成員の正当な権利を保障するためあるべき法的規律を考察することにある。そのため、国際的法体系が構築されているEUを対象として、素材をプロ・サッカー団体に求め、そのモデルとなるヨーロッパ法の下での内部統治機構および構成員の権利保障の国際的比較を目的とした。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、志谷と井上によって行われる私法・公法の両アプローチを融合した重層的な共同研究である。

(2) そのため、EU法の下でのイギリスおよびドイツにおけるプロ・スポーツ組織の法的仕組み、ヨーロッパ各国におけるプロ・スポーツ団体内部の利害対立、EU法の下でのヨーロッパ各国におけるプロ・スポーツ団体内部の統治原理、EU法の規律の下での国際的レベルにおけるプロ・スポーツ団体頂上組織の位置づけ、ならびに、アメリカとヨーロッパのプロ・スポーツ団体統治原理の比較考察の各テーマを研究対象とした。

4. 研究成果

(1) まず、本研究の出発点としてその意義

を明らかにする。

すなわち、わが国はプロ野球とプロ・サッカーの2大プロ・スポーツを擁するが、ともにスポーツの商業化を意味しつつも、サッカーは、サッカーという活動それ自体の持つグローバルな特性(世界一の人気スポーツである。)の利用により、スポーツ文化としての性格を前面に押し出している。そして、経済性よりも文化的な公共性を持つ活動としてそれを推進する原動力となるのが、Jリーグ設立の際にモデルとして参照されたヨーロッパ・サッカー、特にドイツのブンデス・リーグの制度になる。したがって、グローバル化の中で展開するサッカーをまずモデルとして、国境を取り払った形で形成されるEUの下でのヨーロッパの法的仕組みを検討しておくことが必要になる。

(2) EU法の規律の下での国際的レベルにおけるプロ・スポーツ団体頂上組織の位置づけについては、次のように知見を得た。

すなわち、欧州統合を目指すEUは、その前身のECを設立するに際して、イタリア、フランス、ベルギーの3か国の協会での協議の後に欧州の25か国の協会により1954年に設立された欧州サッカー協会(UEFA)をモデルとして、欧州統合を効率的に進めていこうとした。

UEFAは、加盟各国のサッカー協会の集合体であって、欧州域内のサッカーについて、各国・地域をまたがった問題に対処する組織として存在している。そこでは、加盟各国の協会により選抜された各国の代表チーム、および、加盟各国のサッカー・リーグの代表クラブが、各国や各リーグを超えて展開するサッカーの試合を独自に運営するとともに、加盟各国のリーグにまたがったクラブ間で選手移籍、加盟各国のサッカー協会間の問題が処理される。すなわち、加盟各国内で発生する問題の処理やリーグ戦といった国内の内部問題は各国のサッカー協会が対処・運営するが、それを超える問題や試合については独自の立場で、独自の観点から対処・運営するという独立性を備えた組織としてUEFAは存在している、ということである。

(3) スポーツに関するEU法の規律については、次のように知見を得た。

すなわち、欧州でのスポーツに関する法的不安定さは、スポーツ団体がどこまで独自の活動を展開する自律性を持つのか、他方で、どのような場合に経済的活動としてEC・EUのコントロールに服するのかが明らかでなかったことに起因する。そこで、2009年12月1日に発効したリスボン条約(欧州連合条約・欧州連合運営条約)はこの不確実さを解消し、欧州域内市場とそれに関連する欧州司法裁判所の判例の基準の遵守(これは特にヒト・モノ・カネ・サービスの域内市場での移動の自由という基本的自由の確保を要請

する。)と、域内市場という経済的領域を超えるスポーツの持つ社会的・公共的機能のバランスを図るための規定(スポーツ条項)を設けた。

リスボン条約でのスポーツ条項の導入は、EUにスポーツの経済的側面だけでなく、その特殊な性格(すなわち公共性を併せ持つ活動としてのスポーツ)をも考慮するよう要請するとともに、その権限を具体的に付与している。

もっとも、EUが行使できる権限は限定的であり(欧州レベルでの制度的・財政的側面からの支援・調整・補完権限にとどまる。)スポーツ領域での第一次的で主たる権限は、依然として加盟国に留保されていることは見過ごすことができない課題として残っていることに留意を要する。

(4) UEFAとヨーロッパ各国の協会間の利害対立については、次のように知見を得た。

すなわち、ヨーロッパ・サッカーの仕組みは、EUとともに、そしてEU自身がそれをモデルとした、欧州の平和構築の重要な超国家的組織と位置づけられる。欧州という地域の主権国家を構成メンバーとして設立されており、加盟国全域にわたり共通のルールでヨーロッパ・サッカー界の統一と連帯の促進・発展を目指す超国家的組織と位置づけられているのがこれである。

この国家単位の協会の連合体としてのUEFAは、スポーツの自律性を維持するために、そのガバナンスの開放性、民主制、透明性を確保し、ステークホルダーに対する説明責任を果たすことを宣言している。

もっとも、超国家的共同体としての組織が、その加盟国を一体的に規律して統一性を維持しようとしても、当該組織が個々の加盟国を完全に包摂した統一体となるには限界があることに留意を要する。加盟国同士の利害衝突をもたらす可能性が否定されないからである。しかも、それを一定の範囲で加速する機能を果たす国際大会を主催するのをもまた、地域の統合を目指す超国家的な組織としてのUEFA自身になる。国際大会は、国家の代表選手により構成されるナショナル・チームによって展開され、当該チーム同士の対戦が主役になる。そのため、ナショナリズムを喚起する場となる。

(5) EU法の下でのイギリスおよびドイツにおけるプロ・スポーツ組織の法的仕組みについては、次のように知見を得た。

すなわち、EU加盟各国のプロ・サッカー・リーグは、それぞれの国の事情に応じて、それぞれの国の団体制に依り、そこで展開されるサッカーの内容だけでなく、組織構造そのものも独自の特徴を持つものとして構成されている。

イングランドのプレミアリーグは、1992年のリーグ改編に伴い、イングランド・フット

ボールリーグのトップディヴィジョンが分離独立し、22クラブ(その後20クラブに削減)が所属するリーグとして新設された。その際に、所属20クラブによって保有された株式会社として運営されることになった。各クラブは、株主として、リーグのルール改定に投票権を持ち、リーグの収益についての分配を受けることになる(クラブ自身も株式会社として運営されている。)ただし、毎シーズン、イングランド・フットボールリーグ(2部リーグ)との間でリーグ戦の結果に従い3クラブずつの昇格・降格があるために、毎シーズン、プレミアリーグの株主が変わるという点で、その組織構造が複雑である。

これに対して、ドイツのブンデス・リーガは、1部および2部にそれぞれ18クラブが所属し、有限会社として設立されているドイツ・サッカーリーグ機構によって運営されている。ただ、運営そのものは同機構によっているが、ブンデス・リーガ所属のクラブになるためには、公益法人または株式会社によって運営されるクラブで、機構によるプロ・クラブとしてのブンデス・リーガ・ライセンスを取得する必要がある。そして、このブンデス・リーガ・ライセンスを取得するためには非常に厳しい要件についての審査をパスしなければならない。特にクラブ運営についての健全さが要求されている。この点で、他国のリーグを構成するクラブに見られるような、クラブが多額の借金を抱えることは許されず、機構による運営も財政的に健全さが求められる。

(6) EU法の下でのヨーロッパ各国におけるプロ・スポーツ団体内部の統治原理については、次のように知見を得た。

すなわち、プロ・スポーツがその興行を商品として提供するものである以上、スポーツ活動そのものが経済的活動とみなされる。選手にとっては、スポーツそのものが職業として自己の人格を発現する場であると同時に生計を維持するための活動となる。そして、選手に対価としての報酬を支払うのは、まさにプロ・スポーツ・クラブであり、そのいくつかは経済的活動の主体たる株式会社の形態で設置されている。また、それと同時に、有力な加盟各国リーグの運営主体も株式会社として存在し、それがヨーロッパ・サッカーの隆盛を支えている。その意味で、ヨーロッパにおけるプロ・スポーツの代表となるサッカーは、経済的活動としても、その隆盛を誇っている。

ヨーロッパ・サッカーは、前述のように、リーグ毎に、クラブの形態もリーグそのものも多様な法形式で組織化されている。そのため、あるクラブは会社法による規律に服し、別のクラブは私法の他の団体制によって規律される。そして、会社法を含めた私法の団体制は、EUによる統一的規律というよりも、EUの大綱的モデルを基礎として加盟

各国の法秩序の中で規定されている。その意味で、加盟各国リーグのクラブやリーグそのものの組織ガバナンスは、経済的活動としての多様性を示すものになる。

もっとも、UEFA は、EU の指針に基づき活動することを要請され、経済的活動としての側面において統一的な規律を試みることになる。その一つが、クラブの財政的健全化を目標として、2011 年に導入されたファイナンス・フェアプレーである。持続可能な発展を将来的に確保しようとする試みであるが、クラブの支出経費が当該クラブのサッカー収益を超えてはならないという規制によって、財政運営の健全さのために、商品としての試合での成績の向上（クラブとしての経済的な資産価値となって表示される。）を目指す上で、大きな障害にもなりかねない。クラブにとって両刃の剣のような効果を持つことになる点に留意を要する。

(7) ヨーロッパ各国におけるプロ・スポーツ団体内部の利害対立については、次のように知見を得た。

すなわち、加盟各国リーグのクラブの組織ガバナンスの重要性は、イングランドのクラブを舞台に起こった事件によって明瞭に示された。2002 年の高等法院判例であるノッティンガム・フォレスト事件がこれである。

同判決ではイングランドの古豪サッカー・クラブであるノッティンガム・フォレストが、チーム成績の不信による経営危機を乗り切るために外部投資ファンドに対して実施した大型増資の有効性が問われた。それはイギリス会社法の規定に照らすと適法判断の微妙な事例であった。もっとも、裁判所は結論として増資の有効性を承認した。経営危機に瀕したプロ・スポーツの運営会社を救済するにあたって、会社が想定する株主の私的利益よりも会社全体の利益が優先されたことは、スポーツ団体の持つ市民的利益ないし公共的利益が尊重されたからであると考え余地がある。プロ・スポーツの興行を通じたスポーツの振興・普及が市民福祉（文化的生活を維持・向上させる権利）の一環として理解される余地があるからである。

(8) アメリカとヨーロッパのプロ・スポーツ団体統治原理の比較考察については、次のように知見を得た。

すなわち、アメリカのプロ野球(MBL)の組織の法的特徴を明らかにすることを目的に、同組織を特徴づけるコミッショナー制度を分析した。

その結果、MBL はその正統性を国民に広く承認してもらうためにコミッショナー制度を創設したこと、そのような歴史的経緯により、コミッショナーの権限は極めて包括的なものと規定されており、裁判所もそれを基本的に尊重していること、もっとも、他のプロ競技との競争の激化を背景に、近年

は「組織の健全性維持」よりもむしろ「組織の経済的利益の維持・拡大」が重要な組織課題として取り組みが強化されていること、等を明らかにした。

(9) 以上の研究成果は、前述した研究開始当初のわが国の現状に対して、新たな研究の地平を拓く成果として極めて大きなインパクトを与えるものと考えられる。

すなわち、既存の法学領域の個別的対処であってしかも競技者とチーム間の紛争の解決という狭小な従来型アプローチと決別し、スポーツ組織内部の意思決定が法的見地からみて正統性を保証されているか否かという組織的、根源的問題に取り組んだ。組織ガバナンス問題がこれである。その際に、研究代表者の私法的知見と研究分担者の公法的知見を融合し共同研究の体制を構築できたことが成果につながったものと評価できる。

EU がヨーロッパ統合のモデルとして参照した UEFA を研究対象に取り上げ、その重層的組織を多角的に分析することにより、各国クラブ、各国リーグ、そして最上位統括組織の UEFA について各レベルの組織ガバナンスの現状を明らかにすることができた。プロ・スポーツとして求められる経済的利益とその持続可能な発展のための工夫が微妙なバランスをとっていることが、プロ・スポーツ団体構成員の権利義務関係が公正・妥当に処理される法的基盤の整備を検討する上で要諦であることを明らかにできたものといえる。

これらの研究成果は、わが国のプロ・スポーツ界が抱える組織ガバナンスの課題解決にとって重要な示唆を与えるものといえよう。

(10) UEFA はホームタウン問題や差別行為の禁止など諸課題に引き続き精力的に取り組んでいる。アメリカの MBL は、権限をコミッショナーに一元的に集約することにより、他競技との競争に打ち勝とうとしている。方向性は異なるが、ここには共通項として「組織の持続可能な発展」がテーマとして浮かび上がる。プロ・スポーツ組織の持続性を支えるための法的諸条件を明らかにすることが今後の課題である。また、ヨーロッパやアメリカと異なるが、経済的進境の著しいアジア地域におけるプロ・スポーツ組織のあり方について研究の視野を広げることも重要な課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 13 件)

志谷 匡史、

メジャー・リーグにおけるコミッショナー制度の一考察、神戸法学雑誌、査読無、

64 卷、2015、印刷中

井上 典之、
EU の価値観の実現に向けて、書齋の窓、
査読無、637 号、2015、26 30

井上 典之、
EU 市民法とプロ・サッカー、書齋の窓、
査読無、636 号、2014、14 18

井上 典之、
EU の持続可能な発展のための活動、書
齋の窓、査読無、635 号、2014、19 23

志谷 匡史、
プロサッカークラブにおける内部紛争
と会社法(その 2)、書齋の窓、査読無、
634 号、2014、20 24

志谷 匡史、
プロサッカークラブにおける内部紛争
と会社法(その 1)、書齋の窓、査読無、
633 号、2014、35 39

志谷 匡史、
外国人投資家による証券取引と SEC 規
則 10b-5、商事法務、査読無、2028 号、
2014、56 59

井上 典之、
ヨーロッパ・サッカー・リーグの特徴、
書齋の窓、査読無、630 号、2013、2 6

井上 典之、
ヨーロッパ・サッカーと EU 法、書齋の
窓、査読無、629 号、2013、16 20

井上 典之、
リスボン条約におけるスポーツのテー
マ化、書齋の窓、査読無、628 号、2013、
12 16

井上 典之、
欧州統合への道のりとスポーツ、書齋の
窓、査読無、627 号、2013、2 6

井上 典之、
プロ・スポーツを法的に考える、書齋の
窓、査読無、626 号、2013、2 6

志谷 匡史、
経営裁量の射程-近年の裁判例を素材に-、
商事法務、査読無、1989 号、2013、
4 15

〔学会発表〕(計 1 件)

井上 典之、リスボン条約とスポーツ法、
EUIJ 関西・夏季ワークショップ招待
講演、2012.8.29、大阪国際交流センタ
ー(大阪府)

〔図書〕(計 0 件)

〔その他〕
ホームページ等 該当なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者
志谷 匡史 (SHITANI, Masashi)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60206092

(2) 研究分担者
井上 典之 (INOUE, Noriyuki)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：70203247

(3) 連携研究者
該当なし